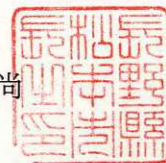


デジタル実装促進業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和4年6月23日

松本市長 臥雲 義尚



## 1 業務目的と募集趣旨

本業務は、行政と企業双方の業務の効率化に繋がり、かつ、企業が取組みやすい初期段階のデジタル化に焦点をあて、電子請求等の地域実装に取り組むにあたり、利用促進に向けたイベント開催や個別相談等を行うものです。

大企業の多くは、コロナ禍をきっかけに、デジタルを活用し、業務の効率化や生産性の向上を進めています。一方、中小企業に目を向けると、約7割がDX・デジタル化を実施していない、今後も予定がないといった状況です。

このような状況から、市が「どこでも申請サービス」等を導入するだけの取組みでは、利用しない、あるいは利用できない企業もいると推測でき、そういった企業にはデジタル実装促進に向けたイベント開催や個々の状況に応じた多様な相談に対応するなどマインド醸成や伴走型支援が必要です。

そこで、以上の取組みには、専門的知見と豊富な業務実績をもつ事業者による業務実施が必要となるため、本業務を委託することとしました。

なお、募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行い、応募事業者からの提案書類等を総合的に評価して、契約締結候補者を決定します。

## 2 業務概要等

### (1) 名称

デジタル実装促進業務委託

### (2) 業務内容

デジタル実装促進業務委託仕様書のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### (4) 契約限度額（提案上限額）

金 20,160,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 参加資格要件

提案参加者は、次の全ての要件に該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 松本市において指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 松本市の入札資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加する義務のある者にあつては、これらに参加していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

#### 4 募集要項等関係書類

松本市公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/nyusatsu-keiyaku/list31-122.html>

#### 5 参加表明書提出の手続き

##### (1) 提出期間

令和4年6月24日（金）から令和4年7月7日（木）

##### (2) 提出方法

ア 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

##### (3) 提出書類

ア 様式1「参加表明書」 正本1部

イ 様式2「誓約書」 正本1部

ウ 会社概要（事業概要のわかるパンフレット等）

エ 松本市の委託の入札資格を有していない場合は、上記(イ)に加えて以下の書類を提出すること。

・登記事項証明書 1通

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

・印鑑証明書 1通

・納税証明書（所轄税務署発行の「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明及び松本市の市税が課税されている場合には、松本市発行の市税を滞納していない証明） 1通

・財務諸表（賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の写し 1部

※ 直近事業年度のもの

・社会保険等加入を証する書類の写し 1通

## 6 質問の受付と回答

### (1) 質問方法

質問は「L o g o フォーム」により受け付ける。

ア 質問は1フォームにつき5件とする。

イ 6件以上の質問がある場合は、複数回申請を行うこと。

### (2) 第一次質問受付期間

令和4年6月24日（金）から令和4年7月5日（火）17時（締切）

URLは次のとおり

<https://logoform.jp/form/N7tm/93939>

### (3) 第二次質問受付期間

令和4年7月13日（水）から令和4年7月27日（水）17時（締切）

（※第一次質問の回答に対する質問のみを対象とします。）

URLは次のとおり

<https://logoform.jp/form/N7tm/93940>



### (4) 回答方法

ア 第一次受付分は令和4年7月6日（水）

第二次受付分は令和4年7月29日（金）を目途に回答する。

イ 質問者への回答は、電子メールにて行うものとする。

ウ 質問事項及び回答は、松本市公式ホームページにて公開する。

### (5) その他

ア 回答の内容は、この要項及び添付書類等の追加または修正とみなす。

イ 質問の内容について、松本市より問い合わせを行う場合がある。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出期間

令和4年7月12日（火）から令和4年8月2日（火）

※各日9時から17時まで。期限を過ぎた場合、一切受理しない。

### (2) 提出方法

#### (3) 提案書類の提出

評価の対象となる提案書類は以下の手続きに従って提出すること。共同提案する場合は、代表する者が行うこと。

#### ア 提出書類及び部数

次の書類を揃えて提出すること。なお、pdfファイルについては、CD-ROMまたはDVD-ROMに格納して提出すること。

(ア) 様式4「提案書類提出書」 正本1部

(イ) 様式5「提案見積書」及び内訳書（様式任意） 正本1部

pdfファイル1部

(ウ) 提案書（様式任意） 正本1部、副本10部

各pdfファイル1部

※副本は、提案者の名称、ロゴマーク等、提案者を判別のできる部分を黒塗り、

または削除すること。

(イ) 関係資料 (ある場合)

正本1部、pdfファイル1部

#### イ 提案見積書及び内訳書に関する注意事項

(ア) 提案見積金額は、提案書に記載された事項の履行に必要となる、本提案募集の範囲に係るすべての経費（消費税及び地方消費税含む）を含めること。

なお仕様書8に記載のとおり、追加提案も受け付けるが、仕様書2(4)の業務項目に記載のない追加提案については、経費計上しないものとする。

(イ) 提案見積書及び内訳書は定型封筒（長形3号）に封緘し、「松本市長 臥雲 義尚」宛てとすること。

また、表面に「デジタル実装促進業務委託公募型プロポーザル提案見積書 在中」と朱書きの上、提案参加者名（共同提案にあっては代表する者）を明記すること。

## 8 審査会

本プロポーザルで実施及び選定に関する審議は、次に示す審査会で行います。

### (1) 名称

デジタル実装促進業務委託審査委員会

### (2) 優先交渉先選考方法

#### ア 一次選考

提案参加者が提出した提案書類のうち、提案書に対して、プレゼンテーションによる説明を受けて評価を行う。

評価の結果、提案内容に問題がない（失格要件のいずれにも該当しない）者に対して提案評価点を付与し、一次選考通過者として選考する。

#### イ 二次選考

一次選考を通過した者の提案評価点に、価格評価点を加え、最優秀提案者及び次点提案者を選考し、最優秀提案者を優先交渉先として選考する。

## 9 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限内に提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 見積限度額（業務手数料の提案率）が上限を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 評価項目書（別紙1）の技術評価点が基準点（7割）未満の場合
- (7) 評価項目書（別紙1）の機能要件が必須の項目において、一つでも対応不可がある又は記載がない、あるいは記載内容が判然としない項目がある場合

※ なお、全参加者が失格となった場合は、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

## 10 契約の締結

選考委員会の審査により選定された候補者と協議の上、随意契約を行います。

## 11 全体スケジュール

日程	内容
令和4年 6月23日(木)	提案募集公告
6月24日(金)	第一次質問受付け開始・参加表明受付け開始
～7月 5日(火)	第一次質問受付け締め切り
～7月 7日(木)	参加表明提出期限
7月12日(火)	提案書受付け開始
7月13日(水)	第二次質問受付け開始
7月27日(水)	第二次質問受付け締め切り
8月 2日(火)	提案書提出期限
8月 4日(木)	プレゼンテーション
9月 上旬まで	選考結果通知
9月 上旬	契約

※ あくまで予定であることを認識し、変更がありえる事に留意すること。

## 12 その他

- (1) 配布資料はその一部について変更する場合があるものと認識し、応募期間中は、資料が掲載される松本市公式ホームページを注視すること。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (3) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は本提案募集の目的以外には使用しない。
- (6) 提出書類は選考に係る作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

## 13 担当部署（問合せ先・提出先）

〒390-1242 長野県松本市和田4010-27

松本市総合戦略局DX推進本部（松本市役所情報創造館庁舎4F）

担当：深澤 亮平

TEL 0263-48-7000（直通）FAX.0263-48-7001

e-mail:jouhou@city.matsumoto.lg.jp